

岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領（平成 20 年 3 月 24 日制定）の一部を下記のように改正する。

記

様式第 1 号、第 6 号、第 8 号、第 11 号及び第 14 号中「印」を削る。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。